

令和２年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、令和２年度定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により報告します

令和２年１２月２５日

菊陽町監査委員 橋本 輝也

菊陽町監査委員 那須 真理子

第1 監査の概要

1、監査の対象

- (1) 令和2年度一般会計及び各特別会計の関する予算及び事務事業の執行状況
- (2) 令和2年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3) 財産及び備品等の管理状況
- (4) 事務処理全般の帳簿・証憑の整理状況

2、監査の期間、及び対象課等

令和2年11月4日から令和2年11月27日までのうち14日間

実施年月日		定期監査実施対象課名等
11月4日	水	菊陽町図書館、子育て支援課
11月5日	木	施設整備課、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘中学校
11月6日	金	菊陽北小学校、三里木町民センター、危機管理防災課
11月9日	月	学務課、健康・保険課
11月10日	火	商工振興課、農政課
11月11日	水	総務課（選挙管理委員会含む）、町民課、環境生活課
11月17日	火	下水道課、介護保険課
11月18日	水	生涯学習課、中央公民館
11月19日	木	税務課、建設課
11月20日	金	都市計画課、福祉課
11月24日	火	総合政策課、財政課
11月25日	水	農業委員会
11月26日	木	みどり園、会計課、議会事務局、監査事務局
11月27日	金	人権教育・啓発課

3、監査の実施場所

・書類審査

菊陽町役場監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

第2 監査の基本方針

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項等を念頭に、その当該年度予算の事務執行が合法的で適正かつ効率的に執行されているか、また、下記（1）監査の着眼点、（2）各課実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じて関係書類を確認する方法を主眼に監査を実施した。

記

（1）監査の着眼点

- ①財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ②経費の予算が目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③各施設及び備品の管理は適正・合理的に行われているか。
- ④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続き、積算等が適正かつ合理的に行われているか。

（2）実施機関別提出書類

- ①令和2年度定期監査調書
- ②予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ③契約書等の整理簿冊
- ④収入に関する簿冊
- ⑤財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥各課（各係）の事務に関する書類
- ⑦令和2年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑧各種会議録
- ⑨出張・復命に関する書類
- ⑩小・中学校等の実験用薬品等の管理・保管状況
- ⑪保育所、小・中学校等の安全・防犯体制関係書類
- ⑫保育所、小学校公園等の遊具点検関係書類
- ⑬その他必要書類

（3）出先機関等の監査ローテーション

監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合が行えるように事務執行が類似する小・中学校、保育所及び西部支所をはじめとする出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

「監査ローテーション計画」

監査実施頻度基準 (対象施設機関)		令和３年度 定期監査予定	令和４年度 定期監査予定
中学校２校	１校/年	菊陽中学校	武蔵ヶ丘中学校
小学校６校	２校/年	菊陽西小学校	武蔵ヶ丘北小学校
		菊陽南小学校	菊陽中部小学校
保育所２園	１園/２年	なかよし園	-
出先機関９施設	２出先機関/年 程度	南部町民センター	武蔵ヶ丘コミュニティセンター
		東部町民センター	光の森町民センター

第３ 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き、特に（１）監査の着眼点で記述している「④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続き、積算等が適正かつ合理的」について、重点的に監査を行っている。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

細部については、下記の検討・改善を要すべき事項を指摘します。

記

（１）契約事務に関する見直しについて

一部の予定価格の積算において、令和２年３月に改訂された「契約事務に関するマニュアル」に準拠されていない状況が見受けられるため、担当部署・職員への周知徹底及び研修等を実施し、積算の適正化、妥当性の確保に努められたい。

（２）補助金交付の検証・見直し

一部の補助金交付に関する要綱・要領の制定がなされていないものが見受けられるため、公平性、透明性の確保に努められたい。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

過年度の監査での軽微な指摘・改善事項については、庁内で課題・問題点の共有化、検証を行うなど向上に努められていることが認められる。

今後の予算執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で一段と厳しい財政運営が想定されるが、「地方自治法の一部を改正する法律（令和２年４月１日）」が成立し、地方公共団体等における内部統制並び組織及び運営の合理化が促進されるため、今後の行政

運営に大きな影響が想定される。

従って、各課においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再検証し、地方自治体の目的である「住民の福祉の増進」に努めていただくようお願いしたい。